奈良県立大学運営会議規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第12条の2に規定する大学運営 会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 大学運営会議は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 地域創造学部長
 - (4) 学生部長
 - (5) 学術情報部長
 - (6) 地域創造研究センター長
 - (7) 事務局長
 - (8) 附属高等学校長

(所管事項)

- 第3条 大学運営会議は、次に掲げる事項を所管する。
 - (1) 理事会等法人の機関での審議事項、報告事項に係る総合的調整に関すること
 - (2) 大学運営にかかる重要事項の審議に関すること
 - (3) その他大学運営にかかる事項の情報共有に関すること

(会議)

- 第4条 大学運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。
- 2 議長は、大学運営会議を主宰する。
- 3 大学運営会議は、議長が必要と認めるときに招集する。
- 4 議長に事故があるときは副学長がその職務を代理する。
- 5 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の大学運営会議への出席を求め、説明又は意 見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 大学運営会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、大学運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月19日から施行する。